

大情審答申第 351 号
平成 25 年 11 月 15 日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年6月5日付け大市大職員第72号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が、平成24年4月10日付け大市大職員第37号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成24年3月28日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「公立大学法人大阪市立大学の就業規則及び服務規律が分かる全文書」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年5月14日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は実施機関のホームページに掲載されている情報なので情報提供にて対応すべきであると助言したが、条例上に手続きはないと間違った回答をして来る。それならば条例第 31 条は何か。誤りを認め、市民に不要な支出をさせた金員は返金をせよ。
- 2 故に、本件異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消す事であり、正しい手続き・大阪市が求める手続きをする事である。
- 3 実施機関は、下記第 4 の 2 のとおり主張するが、異議申立人は情報提供が行われるものと信じていた。しかし、職員の無知により「公開決定通知書」が送られてきた。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、実施機関のホームページに掲載されている情報ではあるが、実施機関は本件請求に対し、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、本件決定を行ったものである。
- 2 なお、異議申立人は情報提供にて対応すべきであると助言したと主張しているが、本件決定を行うまでの間に異議申立人から実施機関への同旨の指摘はなく、本件決定に基づく本件文書の交付の後に初めて指摘を行ってきたものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書を特定した上で本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書は実施機関のホームページに掲載されている情報であり情報提供が可能であることから本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件請求に対して本件文書以外に特定すべき公文書の存否ではなく、行服法の趣旨に鑑みた、本件異議申立ての適法性である。

3 本件異議申立ての適法性について

もとより、情報公開制度は、第 5 の 1 で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第 20 条に規定さ

れているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

ここで、異議申立人は、本件文書は実施機関のホームページに掲載されている情報であり情報提供が可能であることから本件決定を取り消すべきであると主張しているものと認められる。

したがって、本件異議申立ては、本件請求に対して本件文書以外に特定すべき公文書の存否を争うものではなく、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 29 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 6 月 5 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 6 月 15 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 7 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 9 月 18 日	審議 (答申案)
平成 25 年 10 月 16 日	審議 (答申案)
平成 25 年 11 月 15 日	答申